



「毎年この時期に出る土木事務所発注の業務委託が今年是指名に入らなかった…20年以上やっているのになぜ?」と造園業を営むA氏から相談がありました。A氏は昨年死去した父の事業を引き継ぎ、県入札資格の承継手続きも済んでいたのです。当方から土木に理由を尋ねてみると「事業主が息子に変わったので実績がない、あと5年は要る…」との返答。こ

なぜ指名に入らない? 土木の誤り 県から指導へ

れは資格承継の制度をきちんと理解していない!と判断し、県庁の入札管理室へTEL。副主幹から土木へ確認と指導をしてもらう事になりました。次の日、県の副主幹から電話があり「土木が実績の取り方を間違えていたようだ…指名をやり直すよう土木を指導した。土木からA氏へ連絡が行くと思う」との事。当方からの報告にA氏は「ああ、よかった! この仕事を楽しみに、今までややこしい手続きをしてきた。やれやれ!」と喜んでおられました。



「数年前にガンで妻を亡くし同居の息子夫婦と暮らしてきたが、どうも嫁とすっくりいかん…実の娘は他県に嫁いでいるがたまにしか帰らん。私自身も胃の手術をしてから体調が悪いので、もしもの時の為に遺言書を作っておきたい」と顔なじみのB氏(60代)が来られました。不動産と預貯金の相続ですが、子2人が争族にならないよう、早めに書面を作って安心したい…とのご意向でした。遺言には(A)普通方式と(B)

自筆で遺言書 相続が争族に安心… 遺言書 ならない為に

特別方式があり、一般的には(A)の①自筆証書②公正証書③秘密証書の3つの内の①か②です。確実なのは②ですが、書き直す度に公証人の手数料が何万円もかかります。①は遺言者が自筆で、全文・日付・氏名を書き、押印する事によって成立します。紛失と改ざんに注意が必要ですが、何度でも書直しOK。今書類のセットが1~2千円ですがご希望の方へ実費500円のみで差し上げます。



休業時賃金の8~9割を助成する『中安金』の対象者が、7/1より雇用保険6か月以上加入者へ変更!